

いうことがしばくあるのであります。権限としましてはそういうふうに独立の権限がありますので、相當普通の内局とは違う行動ができることがあります。

○三好始君 國家行政組織法第十二条

いうことを言つて来なければ大臣としては出せない、内局であれば大臣が出せと言えば、大臣の权限でありますから出せるのであります。こういうところにも相違があるというふうに考えます。

三條、第十四條に關係する部分について
ては、一底一般的に外局の長の権限として
して予想される事項であつたけれども、現実には農林省の食糧庁、林野庁等についてはこういう國家行政組織法上の規定が実行される必要がなかつたと、こういうことなんですか。

〔政府委員 原田五郎〕 告下は出

監督を受けるということを書いた例は非常に少い。これが果して大臣の実質的な指揮監督を受けることがないといふ趣旨であるかどうかは、これは法律解釈上いろいろ問題があると思しますが、この法文の書き方等を見ますと、旧制度と国家行政組織法におきます外局の制度との間に、法文の書き方こそ差

勿論包括的な概括的なものはありますけれども、いろいろな点を検討いたしまして、内局に対する指揮監督といふような監督ではない……。

○竹下豊次君 結局程度が違うといふうに理解して置いてよろしくござりますか。

省令を出すという権限行使する場

官の御詫問の道にござつて、お詫問をうけました。

たことはありませんが、訓令とか通達

違が見えると思われるのです。

外局の長に対します指揮と申します

合、第二項によりますと各外局の長は主任の大臣に対して案を備えて省令を発することを求めるとかできる、まことにいう規定だと思うのであります。ところが簡単に考えますと内局の長にいたしましても、

ことがあります、この十三条を根拠に
ことができる」

○竹下豊次君 関連しまして、先ほど

「海苔の体験」はそこには通いが出ておるということを申上げたような次

これが若干条文に出ております、又大臣の権限として書いてあるとこ

案を備えて各大臣に命令を発することを求めることができるという点においては同じではなからうか、何のために各外局の長がこういう命令を発することを求めるができるという点を規定したのか、実際上多少の相違が現実にあるのかないのか、この点をちょっと伺つておきたいと思います。

○三姫君　国家行政組織法は由て來
て　いる点で十四条に關係する部分であ

○政府委員(中川爾君) 大臣が只今指揮命令権が或いはないようなことを言

處に長官が次官に取る程度の本職を
され、大臣にはもとより御相談になつ

いうものは、本省と或る程度の独立性

われたか、とすれば、それは従前旧制

て、その許しを得て仕事を進めて行か

を持つつてはいるものであります。従つて大臣が指揮、監督ということは直接できないことになつております。長官を任命するとかいうことはできますけれども、直接仕事を指揮監督するといふことははつきり出ておらないわけであります。そこで仮に外局の仕事について省令を発するというような場合には、大臣がみずから勝手に省令を出せないわけであります。これは外局のはうからそういう省令を出して下さいと

○三好始君 そういたしますと、第十

置法を見ましても、主任の大団の指揮

いうような程度の指揮監督ではない。

務を統轄したりするというような規定

○竹下豊次君 この食糧廳なり林野廳を内局に引直すという案につきまして、部内の人たち或いは部外の人などでも反対の意向を持っている人が相当多いのであります、というのは今まで長官が自由にやつておつた仕事が内局の局長になつてしまふというと非常に縮小される。それから又延いて今まで通りの活潑なる活動ができなくなり、やしないかという心配をしているのであります。が、そこで内局の局長に引直されるにしても、従来長官がなし得た程度のことをなし得る途があるならばただ名前が違うだけのことです。ところがほかの局長との振合いでそこにどの局長に対しても権限を広く与える、どの局長に対しても狭くしなければならないというような形をとるものちよつと妙なことじやないか、こういう疑問が起るのですが、何かそういう局長によつて違うというような例などはありませんですか。

の権限を持つであらうかということは、これは法律その他の規定のしよう、或いは内部委任の仕方等によりまして、相当権限は持たし得るのじやないか、こういうふうに考えます。現に国家公務員法によりますれば任命権は本省におきましては大臣が持つてゐるのが原則でございますが、高級の職員に対しては任命権を委任できるという規定がございます。従つて人事任命権も内局の長に委任しようと思えば委任できる途が開かれております。それから例えば今回提案いたしております行政管理庁設置法の一部を改正する法律案におきましては統計基準部長といふものは内局でございますが、この長に統計基準、統計報告等の調整の事務につきましては大巾に権限を委任することができる規定を法律上書いてあります。若しもそのような例が今後殖えますれば相当内局の長にも権限を法律上も委任できるということになるうと思ひます。又事実問題といたしまして、内部的に権限を委任するということは本省におきましても現在相当広く行われておるところでございますが、内部委任でありますすればこれは現在でも法律を要せずして相当な委任ができるというようになつております。又反対に外局でありますても必ずしもこの国家行政組織法に規定してありますような本来の形でなくして、内局と同じような実は運営をしておるところも相当あるのでござります。例えば今問題になりましたように林野庁等におきましては自分の権限としての規則を制定しないというようなことが丁度それであるのであります。内局、外局といふことによりまして権限の委任等にお

いてそんなに支障を來すというようなことはないのではないか、こういうようになります。○竹下豊次君 外局の長官の持つておられる権限を或る程度に縮小したり、現在内局の局長の持つておる権限を拡大したりすることはできる。それからちょっととはつきりしなかつたのは同じ内局の局長で甲の局長は委任権限が少いけれども、乙の局長は権限を広くするというようなことができますか、どうなんですか。理窟としてはできるのだろうと思いますが、実際の運用として……。

○国務大臣(野田卯一君) それは今度の法律に出ておるものといたしましては行政管理庁の中で部があります。これは部長ですけれども、統計基準部長といふものは法律におきましても相当委任権限を明定しまして、といふのは仕事の性質によりまして相当権限を委譲さして、そうしてやらしたほうがいいという場合があり得るわけであります。そういう場合には法律で行政管理庁の場合は明定をいたそうとしておるわけであります、こうやる場合、それから事實上、中に内部規定としてやる場合、こういう場合を多少生じ得ると思ひます。

○竹下豊次君 それは生じ得るとすれば、今の林野庁だけの問題に制限してお尋ねしたいと思いますが、林野庁の長官の現在持つておる仕事を、やはり從来通り内局の局長としてもやり得るようなふうにしてやつてもいいというようなお考えでもありますか。

○國務大臣(野田卯一君) それは内部規定によつて十分御趣旨のようなことが実現できると思ひます。

○竹下豐次君 まあ理論としてはで
きるわけですが、おやりになる御意
思がありますかどうですか、その点
を……。

○國務大臣(野田卯一君) これは私は
農林大臣からお答えするのがいいと思
います、が、國務大臣としては行政の最
も能率的な円滑な運用を期すべき責任
があると思うのです。従つてこの林野
局長に今度なるわけですから、も、局
長ができるものを強いて今まで持つて
行くというようなやり方をするには及
ばないのじやないか、当然事務能率を
上げるということからそういふことが
行われるべきだと、こう考えておりま
す。

○成瀬幡治君 この長野、前橋両営林
局移転に伴う予算的措置という資料が
頂いてあるのですが、それ／＼約一億
五千万円程度の経費を要するものと見
込まれると、こうあります、が、土地購
入費とか、或いは戸舎等新築、新營費
とか、こういうもうちよつと内訳はわ
からんでしょうか。

○政府委員(渡部伍良君) 大体の内訳
を申上げます。長野のやつは戸舎関係
が約一億円余り、それから宿舎移転関
係が、移転その他新築もあります。四
千万円余り。それから敷地購入、これ
はまだはつきりしておりませんが、若
し地元のほうで特別な考慮を払つて貯
くとすればもつと減るかも知れません
けれども、一応考えておるのは九百万
円程度、それから調度運搬等が三百
万円、こういうふうになつております。

それから前橋から福島に行く関係で
あります、が、これは戸舎関係が約七千
万円足らずです。それから宿舎関係が

七千万円余り、それなら敷地がこれも長野と同様であります。はつきりまだいたしませんが八百万円程度、それが調度その他の運搬が五百万円程度、こういうふうなことになつております。

○栗栖赳夫君 今のことですが、同じことですが、今の点はそうするところのガリ版で貰つたのは違いますね。

○政府委員(渡部伍良君) 概数で出しておりますから……。

○栗栖赳夫君 概数であつても、あなた両方で大体三億も要るのに……。

○政府委員(渡部伍良君) 両方とも一億五千万円。

○栗栖赳夫君 ええそうですけれども、概数ですか。

○政府委員(渡部伍良君) それでも一億五千ちよつと……、長野のはうがちよつと余計になると思ひますが……。

○栗栖赳夫君 おかしな話だな。予算のほうはしつかりしておられないで、この或る省を或る官庁をやめる、縮小するという問題は、これはいろいろわかる点があります。ところが移転というのは、結局はいろ／＼筋を通してされる人も横這いであって、すでにある設備は使わないで、新たに設備を設けられるということになつて、この国庫の予算、殊に現状において国民に非常な負担を課せられるような場合において、これは別に考えてみなきやいかんのじやないか、こう思うのです。で、推計によつてこうしようといふよくなお話は、私は理論としてはわかるのですけれども、僅かのところをこう設備がすでにあつて、それを三億ですね、三億ちよつと超えるかも知れませんが、その予算を二十億の予備費のう

ちでお使いになるということは、私は
財政上どうか、仮に経済調査庁あたり
がこういう点を調査した場合に、しわ
ゆるこの際どうしても急ぐかどうかと
いう問題においては、私は然らば、財
政のほうの大切な点を言わなくちゃな
らんじやないか。ただ一般論としてこ
ういう横這いに移転する問題は今度は
余り起つておらんのです。これがある
から、私両方の土地に縁故、縁があり
るというわけじやありませんけれど
も、それだけに公平に申上げるのであ
りますが、その間にはまだ人の意見
家族の意見、学校とかその他の点がい
ろいろと国として負担以外の金も又取
らにやならんと思います。こういう点で
において我々はこの問題はどうかと再
考をお願いしなければいいかんのじやな
いか、こういふうに考える次第であ
ります。

まして、やるということにしたいと思います。
それから今の局の管轄の問題であります、これは當林局移転それ自体が、地元に、去られる地元と、行く地元といろ／＼利害關係が錯綜するのを、お話しの通りであります。この前申上しましたように、御料林が国有林に編入された早々の際、或いは又終戦直後のいろいろ／＼な設備の不自由な時代に、無理して置いておつたところを、だるんだん落着いて来ましたので適當のところを持って行く、殊に福島などは奥山を見た奥地林の開発をするというようないふうな問題が電源開発に絡んで出て来ておりますが、移転をするところもあらねばいけない、どういうふうに考えております。
○栗栖赳太君　元來野田大臣その他大臣とも、今ここに数千言、数万言を費して言つて、いらっしゃることは行政の簡素化、結局定員の減、費用を減ずる、國庫の負担を軽くし、日本の国民の負担も軽くして、経済を建てなおす点にあるのだ、こういうことでありますして、それから言いましても、こういふものは別個な問題で、そうしてこれを考えなければいかん、私はこれを理論的に或る時期においておやりにならうたいと思うのですが、この際国庫の負担を軽くしようというような目標の下に行政機構、事務の簡素化、これは今年度は軽くならなくて今後おいては軽くする、次年度以降において軽くする、國民の負担を少うし、経済の建直しその他に資するという点か

らいつておるのであります、それ
全然別個な目的で以てこれは出でてお
と思うのでござります。なぜかと言
ますと、これによつて國庫の負担が
くなるというわけじやない。これは
本的な別な意味において、機構の完
をするという意味から行政機構の完
とか何とかいう点から出て来るのじ
ないか。それならば私は農林行政そ
他について、殊に山林行政について
私をして言わしめるならば、本當は
業部門と行政部門とを分けなければ
らん、このときに考えてもいい問題だ
と私は思うのであります。ところが农
然この別種なものがここに介在してお
るものですから、私どもは地元から較
まれて、地元に全然関係のない男が農
政上その他をやつた経験が若干あるし
いうので、その点をあなたに僅かと
えどもこういう別な性質のものが入る
ということについて、私はその理由だ
どこにあるのか、こうお尋ねする次第
です。

の管轄であつた宮城と福島と一緒にあります。従いましてこういうことやることによりまして国有林の収入相当増して行こうと、こういふ狙いあります。単に一般の行政機關の設立と違いまして、国有林の仕事は大体相当木材の値段がいい等の関係もあまして、収入のほうが支出よりもいのであります。それで、更に奥地林の開発という見地から是非福島にやらなければならぬと、こういふのです。若しれをやらなければ今の前橋のほうから福島のほうの森林の仕事等に行くのは泊つて行く、こういうような関係とてもやり切れない、こういふであります。

○栗栖赳夫君 私はあなたの今おつやつたことはわかつております。今この国有林の経営が、これはさつき言つて、ようく企業的部門なり或いは行政部門がこれが林野庁の仕事になつておらずます。国有林のほうは、企業的部門とどうものはそれは公社的の性格を持つておるものですから、お分けになる、根本的に解決をおしになる時期が、ずつ来るのぢやないか。その際に宮林省と何か何とかといふものの問題をすべきであつて、今度の行政機構の改革に便乗しておられると私は思うのです。便乗でなければこの種のものは出来んんですよ、そう思うのであります。それでもつと抜本的なことは企業的部門等が併せ考える。そして内局問題も考へる。そしてこれを考へるとおつしやが硅藻土だけをここにお出ししておいでになる、大本は落ちておる。これ

で置を今よりはござる。これらは、この種のものを国家財政が最もいい例だと思うのです。私はその点についても少し根本的にお考えになつて、そのときにおやりになつたらいいじやないか、こういうことを申上げる。これが反対する意見です。これは意見として申上げておきます。

第二は、この種のものを行政機構は今度の機構改革といふのは行政手続の簡素化、定員の減少それから経費の減少、こういうところの範囲にとどめて行くべきぢやないですか、こういうふうに思う。これは私の意見ですがけれども、この二点で以てどちらの元にも関係なく最も公平にその点を反対をしておる。これは便乗的な最もいい例と、こういうふうに申上げたい。これは意見であります。

○竹下豊次君 只今栗柄委員から反対の御意見がありまして、便乗云々といふ栗柄さんの御意見とちよつと私の意見は違いますが、お許し願います。私は行政機構の今度の改革の案を見ますると、成るほど今栗柄委員の言われるようこの問題はちよつとほかの問題とは種類の違ったことだというふうに思います。併しそれが仮に便乗といふ言葉が当るかどうか知らないけれども、種類の違つたものが計画されても、その事柄自体がいいならば、便乗であるが何であるが私はいいと思ひます。ただ問題は、これを移管されることが国家の利益としてどれだけあるかということがよくわかりさえす

ば、私はこの前橋はどうとかいうような具体的な問題はあるにしまして、方針としては移転をするということともちつとも差支えない、かように思います。ただ遺憾ながら、私自身としましては、前橋をやめて福島に移管するということのためにどれだけ具体的な利益があるのかという御説明をこの間からじよいちよいされておりますが、まだ頭によく納得できませんので、成るべくその点細かく御説明下さいますれば、政府のお気持はよく納得することも或いはできるのではないか。長野の問題も同様であります。長野に私は元おつたことがありますので多少見当がついておりますけれども、前橋のほうはよくわかりません。皆その点は御説明願いたいと思います。この問題は随分長い間、元から問題になつておつた問題で、この際便乗かも知れないが、やろうというお気持になつたのではないかと想像するわけであります。

○政府委員(渡部伍良君) 只今の栗栖委員のお話でありますと、林野庁の仕事は、これはお話をのように民有林の仕事と国有林の仕事と二つに分つておりますまして、恐らく私は営林局の仕事は公社みたいにしたほうがいいと、こういふお話をどうも思ひます。この問題はいろいろ検討されておりますので、そぞう簡単に民有林と国有林とを離してやるという決心は農林省でもまだかなしいかどうかということにはそう結論が簡単に得出そうにないであります。

ところが、第二点の営林局の移転のほ

○栗橋謙夫君 資料のところに私ちよつと附加えて……。それは私共の郷閭係におきまして申しますと、前橋まで出て来たり或いは福島に行くのか。各地の營林署の署長か代理が置かれてあって、一般地元民にはその下の下部機構があるわけです。実用がないのじやないか、そのくらい辛抱してもこの際三億円といふものは大きい金額じやないかということを私言うのですから、それを覆えられるような数字が出ればこれはもう別です。そういうことを手段して頂きたい、こういう意味ですか……。

○中川幸平君 營林局の所管轄の施行期日が来年の四月一日ということを言われたが、法律にのせないでそういう約束だというのですか、法律に載せてありますか。

○政府委員(渡部伍良君) 附則の第二項に「昭和二十八年三月三十一日までの期間内において政令で定める期日」ということになつておりますので、最後は二十八年三月三十一日ということになつております。

○成瀬幡治君 実は栗橋委員或いは竹下委員の質疑で大体尽きたと思いますが私は一点承わりたい。これはこの前の野田長官にお願いした資料の問題でも七億アラスになるからという問題の資料を、私は出でていないと思いますから、その資料は一つ早急にお出し願いたいと思います。

○國務大臣(野田卯一君) 出したと思ひますが、できているのです。今の成

七億円とというのは、平年度七億円といふことを初めから申上げてあります、というのは、平年化されたときは七億円というわけで、一番初めの年は退職金を出すとかいろいろな点がありまして、計算がいろいろ／＼まち／＼になる、場合によつては赤字になる場合がある。平年度これだけになるというわけですから、この建物の問題なんか計算に入つておりますから、その点……。

○成瀬幡治君 その点了承します。先程栗栖委員の話にもありましたように、例えば受入態勢なども非常にむずかしい問題があると思うのですよ前長野のときに比較しまして、今度の附則の第二項によりますと、「二十八年三月三十一日までの期間内において政令で定める期日までは」と、こういうのであって、あなたのほうで適当に来年とか適当な日にちにやられると思いますが最大限度ここまで、大体これまで目算立つのですか。大体長野の場合を考えてみまして成算がある、例え土地などの問題については折衝されておるわけですか、どんなん……。

○政府委員(渡部伍星君) 土地などの問題は地元ができるだけ負担して貰うというので、長野の場合は多少土地自身の選定についていろいろ／＼な勢力があつたようですが、それも落書きまして、あとはもう土地の評価だけ、評価と云うよりは地元で無償で出してくれるそりだ、それじや頼もうか、こういうふうな関係になつております。

福島でも今場所的には問題ありませんので、あとはこれから設計して具体的に金額をきめる段取りをつける、こう

○成瀬幡治君 これはまあ前橋の今度の移転に伴つて自分たちがどうなるかというようなことについて心配されたりますと、少くとも止むなく退職されなければならんものが八十何人あるんじゃないかというようなこともあるわけなんですね。そういうものにとつて私はやはり住宅を買つてやられるには、竹下さんが言われるようになんか買つて行かれない点がござりますので、これはやはり竹下委員の説明資料を貰いまして、私もこの点については改めて御質問したいと思います。

○上條繁一君 木曾福島から長野へ移転の場合のやつも併せて資料をお願いしたいと思います。

○三好始君 現行の農林省設置法によりますと営林局、営林署は林野庁の地方支分部局になつております。それから食糧事務所は食糧庁の地方支分部局になつております。林業試験場は林野庁の附屬機関、食糧研究所或いは食糧管理講習所は食糧庁の附屬機関。こういうことになつておるはずでありますのが、今回の改正案によりますと、それは農林省の地方支分部局なり農林省の附屬機関ということに變るのだと思しますが、それでいいですか。

○政府委員(渡部伍良君) その通りであります。

○三好始君 そういたしますと例えば営林局を例にとつて申しますと、林野庁の地方支分部局であつたときには、先ほど国家行政組織法との関係で外局としての林野庁長官の権限の問題をお尋ねした際に出て来ましたように、或る程度の独立性を持つておりますか

ら、農林局に関する判こは林野局長官で止まつてそれ以上に及ぶ必要はない。という問題が多いと思うのです。ところが、農林省の外局ということになりますと、改正案による林野局の長の判こもとらなければいけないし、それ以上場合によると官房長なり大臣の判こが勿論必要だというようなことになります。若しそれを政府の方針と

来るといふと、却つて事務は現在の機構よりも簡素化でなくして、逆に判こを沢山持さなければならないという複雑化する面が考えられるのですが、実際そういうことになるんじやないでしょうか。

○國務大臣(野田卯一君) これは先ほど申しましたように国務大臣といたしましては今回の行政機関改革を期して事務を簡素化できるだけ行政事務を簡素化能率化して行こうという精神に徹しております。その線において事務は処理されるのであります。今まで林野局長官で事務は片附いておつた程度のものであつたのであります。そ

の程度のものについて大臣がみずから決裁する必要があるかどうかという点については、内容によつては誰が判断して……、或いはこれは自分で判断する、或いはこれは次官なり、或いは局長なり、或いは長官なりというようにならべく区別して今の精神によつてやる、こういうふうに考えております。

○好始君 これは判を捺すという事務は一例として申上げたに過ぎないの

であります。こういう国家行政組織法上の各機関の簡素化の関係なり、その他の法的根拠の上から言つて、外局と内局とではやはり手数が複雑化するという事態が起り得るのじやないかと思うのです。若しそれを政府の方針と

して簡素化することができるのだとい

うことであれば、勿論現在のまま置いておつても簡素化の方法は幾らも考えられなければ、どうして法律的に少くとも複雑化するような方法をとらなければならなかつたのかわからなくなつて來るのであります。

○國務大臣(野田卯一君) 法律的には必ずしも複雑化するというふうには考えておらないのであります。むしろ責任の系統を明らかにして行く、そして強力に能率を挙げて行きたい、こ

ういう趣旨であります。

○三好始君 私は少くとも外局の附属機関なり、地方支分部局に関する限り、法律的には段階が施されて行くとい

うことは否定できないと思うのです。

○竹下豊次君 今三好委員に連絡しまして、私がお尋ねしたことと大体同

じ気持だと思いますが、先ほどの長官のお答えによりますと、同じ

内局の局長の間でも、甲の局長に対する委任の事項と、乙の局長に対する大臣の委任事項と範囲が違つて行くとい

うこともあり得るのだ、それは当然であります。それで今度の、例えば林野

局の問題にしても、内局にした場合に、ほかの局長よりも広い権限を持たせることが得得る。併しそれが農林大臣の仕事である、そこまではわかる

のですが、ところが外局をこの際内局に引直すという問題は、農林省関係だけのことでありませんで、ほかのところにもあるわけあります。そこで移して、そして今三好さんが心配されるような手続が複雑になるようないいとすれば、どうして法律的に少くとも複雑化するような方法をとらなければならなかつたかも知れない。通産省でござつても簡素化の方法は幾らも考えられておらず、第一審的機能と申しますが、結局予算関係の調整権などといふものは大臣にあると思いますが、この機能がないかの問題を越えて、理窟の問題でなくして、実際こういう不便をからしめるような処置をとるといふことを内閣の御方針だと承わつてよろしくござりますか。

○國務大臣(野田卯一君) さようですが、そのと申上げておきたいのあります。私はそう思つています。これ以上は申しません。

○委員長(河井彌八君) 諸君にお詫び申します。農林省関係は木日はこの程度に入りたいと思いますが、如何ですか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○中川幸平君 それでは郵政省設置法の一部を改正する法律案及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題にいたします。

○委員長(河井彌八君) それでは郵政省設置法の一部を改正する法律案及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案を議題にいたします。

○國務大臣(野田卯一君) 私は農林大臣といふものは、農林だけという意味じやなしに、國務大臣として今回の行政整理の精神並びに今後に處する政府の考え方として只今の通り申上げたの

で、農林省だから農林大臣と申上げたのですが、これは各省、各大臣とも同じ氣持で行くべきものと思います。又

そう考へて答えたのであります。

○竹下豊次君 そうすると、できる

か、できないかの問題を越えて、理窟の問題でなくして、実際こういう不便をからしめるような処置をとるといふことを内閣の御方針だと承わつてよろしくござりますか。

○國務大臣(野田卯一君) さようですが、その取扱等から見ますと、誠に稀な

ざいます。

○三好始君 私は今の問題、先ほどの

質疑で明らかになりましたから、ちょうど申上げておきたいのあります。

○國務大臣(佐藤榮作君) 御承知のよ

うに、郵政省は事業官庁が主体でござつて、最終的な意見を決定して参りました。従つて今回設置されます電信電話公社なり、或いは国際電信電話会社の監督に関する事項は他の所管事項とは截然と分け得るのであります。從いまして大臣が監理官を直接に使いまして今引直すと仮定して、内局に……、そうして今よりも事務を複雑にならしめないということをお考へになつていいならば、やはり強い権限を、ほかの局長に比べて引直される、局長に与えられる。そうしてそれは各省とも同じ調子で行かなければならぬということに

しないと筋道が通らないのじやないか。そういう意味で私から申上げますような、その点はどういうふうにお考へになりますか。

○國務大臣(野田卯一君) 私は農林大臣といふものは、農林だけという意味じやなしに、國務大臣として今回の行政整理の精神並びに今後に處する政府の考え方として只今の通り申上げたの

で、農林省だから農林大臣と申上げたのですが、これは各省、各大臣とも同じ氣持で行くべきものと思います。又

そう考へて答えたのであります。

○成瀬暢治君 監理官とあなたの間に

おいてやられるものですから、一般の各省のほうには入つておらないと了承していいわけですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 他の郵務局であるとか、資材局長であるとか、か

よくなものは関与しない、かように御了解を願いたいのであります。

○成瀬暢治君 了承しました。次に電波監理委員会のことでお尋ねしたいのですが、何かこの委員会が今度審議会はうちから電信電話公社法案の審議の関係もあるから、成るべく早く御審議を願いたいというふうなことがあります。それで今度の例えは林野の長官の持つている権限をつまづいて、御処置を願いたい

程度にまでやつてもらつて、明日は一つ採決に入るよう御処置を願いたい

と思います。

○成瀬暢治君 電気通信監理官の権限のことについてお伺いするわけです

が、結局予算関係の調整権などといふものは大臣にあると思いますが、この機能はないですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今御指摘のように、第一審的機能と申しますが、審判的機能も持つておるのであります。そこで審判的機能のある委員会は存置するという建前にいたしておりいろいろな省の省議というようなものですが、今までの実績と申しますが、

ケースなんであります。稀なケースでも、一年に一回はあるようなら、それは常任委員会の制度を設けるというようなことは確かに立派な議論かと思えます。が、実際上の問題から見ますと、殆んどそういう事態が起らなければ、これは意見が分れて来ます。さように考えますと、法によりまして特別な権能を附与することになれば常任委員会でなくともこれが処理できる、かように考えましたので、今回常任委員会の制度をとらないで審議会の制度にいたしたわけであります。

○成瀬幡治君 そうすると、大臣の御答弁によりますと、ケースが非常にめずらしい、ないのだ、ですから審判的機能であるけれども、こちらに入れた

のだ、或いは第一審的権限を持つておる、ところがこれに入れたのだと、こ

うおつしやるわけですが、管長官ど

うでござりますか。審判的機能のよう

なものは大体においてと、こうおつし

やるのですが、やはりこれを残してお

くということは、私はこの前この委員会が作られたときの理由、理由といふ

ものはやはり政党政治に左右されない

仕事の性格も只今申上げますように審

判的な事例が非常に稀であります

ので、常態といたしましては、諸問的

機能が主体になるわけであります。從

いまして、これが特別な手足を必要と

しないということに相成るのでござい

ます。

○成瀬幡治君 もう一点。この前申し

か政党の人が何人とかいう委員に若干

の制限があつたやに承知するわけです

が、今度はそういうものを外されたと

りますと、前に設置されたときと、こ

れを今廃止されるのとおよそ私は意見

の食い違いがあるやに思われる。その

点についての一つ御見解を承わりたい

と思います。

○國務大臣(野田卯一君) 私は今まで

の運営の実績に鑑みまして、只今郵政

大臣から説明されたような形式を以て

十分目的を達することができるもの

と、こういうふうに考えております。

○成瀬幡治君 やれるのだと、ということ

なら、それは理論にもならないし、や

られるおかのほうのことですから、や

我々のほうがどうも心配だということ

になれば、これは意見が分れて来ます

から……、そういう御答弁ならそれは

又いいと思います。その次に、普通審

議会になつておりますと、行政的な

機関の内容を少し持つておるようと思

うわけですがね。ただこれは電波監理

委員会の下にやはり足はあるわけでし

ょう……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 足と申しま

すか、手と申しますか、その事務局的

なものをお話になるのかと思いま

が、今回は審議会にいたしますので、

おきまして、独立的な立場であるた

めにいろいろの制限を付けて参ったの

ではないか、かように考えておりま

す。

○成瀬幡治君 まあこれ以上申上げる

と意見にもなりますから、私は今申し

ましたように、若干この審判的機能と

いうようなものに対して、ここになく

される理由というものと、設置された

理由との間にやはり私は忽然とせない

ものがござりますということだけを申

上げておきます。

○中川幸平君 只今成瀬君から、電波

監理委員会の廃止には不満足のような

質問がありましたが、又電通委員の一委員からもかような非常に民

主的な委員会を官僚式に変えるような

ことを言うおられる。私こういうふ

うに解釈いたしますが、大臣にお尋ね

いたします。これまでの電波監理委員

会の事務局を強化して電波監理局に直

す。而して電波監理審議会をこしらえ

て、その審議会に諮問して、それを専

門的に電波監理行政を行なうということ

で、非常に改悪でなくして改善であると

いうように解釈をいたしますが、私は

この審議会の決には拘束を受けるわけ

であります。政党大臣といえども、こ

れには大臣も拘束を受けるわけ

であります。政党大臣といえども、こ

れが審判的な決をいたしますとそれ

ばかり……、そういう御答弁ならそれは

云々という問題については、私どもそ

の必要がないのじやないか。この行政

自身がうまく行かないといったします

れば、審議会の委員の選任等において政

府が責任ありと考えられますれば、国

会の皆様方からの追及、批判を頂くの

じやないか、かよう考えてあります

ので、その点では明確のようにも思

います。ただ在來の委員会は、これは独

立のものでありますので、その意味合

におきまして、独立的な立場であるた

めにいろいろの制限を付けて参ったの

ではないか、かよう考えております。

○成瀬幡治君 まあ以上申上げる

と意見にもなりますから、私は今申し

ましたように、若干この審判的機能と

いうようなものに対する、ここになく

される理由というものと、設置された

理由との間にやはり私は忽然とせない

ものがござりますということだけを申

上げておきます。

○成瀬幡治君 もう一点。この前申し

か政党の人が何人とかいう委員に若干

の制限があつたやに承知するわけです

が、今度はそういうものを外されたと

りますと、前に設置されたときと、こ

れを今廃止されるのとおよそ私は意見

の食い違いがあるやに思われる。その

点についての一つ御見解を承わりたい

と思います。

○國務大臣(野田卯一君) 私は今まで

の運営の実績に鑑みまして、只今郵政

大臣から説明されたような形式を以て

十分目的を達することができるもの

と、こういうふうに考えております。

○成瀬幡治君 やれるのだと、ということ

なら、それは理論にもならないし、や

られるおかのほうのことですから、や

我々のほうがどうも心配だということ

になれば、これは意見が分れて来ます

から……、そういう御答弁ならそれは

又いいと思います。その次に、普通審

議会になつておりますと、行政的な

機関の内容を少し持つておるようと思

うわけですがね。ただこれは電波監理

委員会の下にやはり足はあるわけでし

ょう……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 足と申しま

すか、手と申しますか、その事務局的

なものをお話になるのかと思いま

が、今は審議会にいたしますので、

おきまして、独立的な立場であるた

めにいろいろの制限を付けて参ったの

ではないか、かように考えております。

○成瀬幡治君 もう一点。この前申し

か政党の人が何人とかいう委員に若干

の制限があつたやに承知するわけです

が、今度はそういうものを外されたと

りますと、前に設置されたときと、こ

れを今廃止されるのとおよそ私は意見

の食い違いがあるやに思われる。その

点についての一つ御見解を承わりたい

と思います。

○國務大臣(野田卯一君) 私は今まで

の運営の実績に鑑みまして、只今郵政

大臣から説明されたような形式を以て

十分目的を達することができるもの

と、こういうふうに考えております。

○成瀬幡治君 やれるのだと、ということ

なら、それは理論にもならないし、や

られるおかのほうのことですから、や

我々のほうがどうも心配だということ

になれば、これは意見が分れて来ます

から……、そういう御答弁ならそれは

又いいと思います。その次に、普通審

議会になつておりますと、行政的な

機関の内容を少し持つておるようと思

うわけですがね。ただこれは電波監理

委員会の下にやはり足はあるわけでし

ょう……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 足と申しま

すか、手と申しますか、その事務局的

なものをお話になるのかと思いま

が、今は審議会にいたしますので、

おきまして、独立的な立場であるた

めにいろいろの制限を付けて参ったの

ではないか、かように考えております。

○成瀬幡治君 もう一点。この前申し

か政党の人が何人とかいう委員に若干

の制限があつたやに承知するわけです

が、今度はそういうものを外されたと

りますと、前に設置されたときと、こ

れを今廃止されるのとおよそ私は意見

の食い違いがあるやに思われる。その

点についての一つ御見解を承わりたい

と思います。

○國務大臣(野田卯一君) 私は今まで

の運営の実績に鑑みまして、只今郵政

大臣から説明されたような形式を以て

十分目的を達することができるもの

と、こういうふうに考えております。

○成瀬幡治君 やれるのだと、ということ

なら、それは理論にもならないし、や

られるおかのほうのことですから、や

我々のほうがどうも心配だということ

になれば、これは意見が分れて来ます

から……、そういう御答弁ならそれは

又いいと思います。その次に、普通審

議会になつておりますと、行政的な

機関の内容を少し持つておるようと思

うわけですがね。ただこれは電波監理

委員会の下にやはり足はあるわけでし

ょう……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 足と申しま

すか、手と申しますか、その事務局的

のものをお話しになるのかと思いま

が、今は審議会にいたしますので、

おきまして、独立的な立場であるた

めにいろいろの制限を付けて参ったの

ではないか、かのように考えております。

○成瀬幡治君 もう一点。この前申し

か政党の人が何人とかいう委員に若干

の制限があつたやに承知するわけです

が、今度はそういうものを外されたと

りますと、前に設置されたときと、こ

れを今廃止されるのとおよそ私は意見

の食い違いがあるやに思われる。その

点についての一つ御見解を承わりたい

と思います。

○國務大臣(野田卯一君) 私は今まで

の運営の実績に鑑みまして、只今郵政

大臣から説明されたような形式を以て

十分目的を達することができるもの

と、こういうふうに考えております。

○成瀬幡治君 やれるのだと、ということ

なら、それは理論にもならないし、や

られるおかのほうのことですから、や

我々のほうがどうも心配だということ

になれば、これは意見が分れて来ます

から……、そういう御答弁ならそれは

又いいと思います。その次に、普通審

議会になつておりますと、行政的な

機関の内容を少し持つておるようと思

うわけですがね。ただこれは電波監理

委員会の下にやはり足はあるわけでし

ょう……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 足と申しま

すか、手と申しますか、その事務局的

のものをお話しになるのかと思いま

が、今は審議会にいたしますので、

おきまして、独立的な立場であるた

めにいろいろの制限を付けて参ったの

ではないか、かのように考えております。

○成瀬幡治君 もう一点。この前申し

か政党の人が何人とかいう委員に若干

の制限があつたやに承知するわけです
が、今度はそういうものを外されたと
りますと、前に設置されたときと、こ
れを今廃止されるのとおよそ私は意見
の食い違いがあるやに思われる。その
点についての一つ御見解を承わりたい
と思います。

○國務大臣(野田卯一君) 私は今まで
の運営の実績に鑑みまして、只今郵政
大臣から説明されたような形式を以て
十分目的を達することができるもの
と、こういうふうに考えております。

○成瀬幡治君 やれるのだと、ということ
なら、それは理論にもならないし、や
られるおかのほうのことですから、や
我々のほうがどうも心配だということ
になれば、これは意見が分れて来ます

から……、そういう御答弁ならそれは
又いいと思います。その次に、普通審
議会になつておりますと、行政的な
機関の内容を少し持つておるようと思
うわけですがね。ただこれは電波監理
委員会の下にやはり足はあるわけでし
ょう……。

○國務大臣(佐藤榮作君) 足と申しま
すか、手と申しますか、その事務局的
のものをお話しになるのかと思いま
が、今は審議会にいたしますので、
おきまして、独立的な立場であるた
めにいろいろの制限を付けて参ったの
ではないか、かのように考えております。

○成瀬幡治君 やれるのだと、ということ
なら、それは理論にもならないし、や
られるおかのほうのことですから、や
我々のほうがどうも心配だということ
になれば、これは意見が分れて来ます

から……、そういう御答弁ならそれは
又いいと思います。その次に、普通審
議会になつておりますと、行政的な
機関の内容

いまして、これを打切らうと思ひます
が、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) ではさように
決します。

○委員長(河井彌八君) 調達廳設置法
の一部を改正する法律案につきまして
御質疑がありますれば、この際御発言
を請ひます。そして大体二時二十分ぐ
らいから保安庁法案はか一件の審議に
移りたいと思ひますから、あらかじ
め御了承願つておきます。

○楠見義男君 調達廳関係につきまし
ては、大体今まであらゆる角度から質
疑が続けられたのでありますするし、又
これからお伺いすることも、今まで質
疑されたことの範囲を出ないと思うの
であります、ただ一点だけ私は念の
ためにお伺いしておきたいのであります。
それは次長の問題であります。こ
のことは今申上げたように、今まで再
論議されたことであります、なお
十分に納得するところまで至つております
ませんので、もう一度重ねてお伺い
いたします。その点は、調達廳について
は講和発効前と後において、その仕事
の性格、質と申しますか、量と申しま
すか、先ず量の点においては相当縮小
され、従つて今回も相当の人員の整理
が行われておるのであります、併し
一面質の面から見ると、これは調達廳
の長官或いは政府委員のかからしば
しばお話しになりましたように、従来は
進駐軍の下請機関としての任務を持つ
ておつたのであるけれども、今後は日
本の国民と申しますか、そのほうの代
弁者として、或いは被害者の代表的
な立場から、むしろ従来の向うさん側

の下請機関から、逆に向うさんに対する
対抗、対立的な立場で日本の業界、
或いは国民の利益を擁護する立場にな
つておる、こういうよくな趣旨の御答
弁があり、又御説明があつたのであり
ます。事業の内容を伺つておりますと、
正にその通りだと思うのであります。
では、これもかねて申上げたように、
そこで従来は厅に次長があり、又各部
にそれ／＼の次長があつたのであります
が、このことは、次長制度につきま
しては、これもかねて申上げたように、
私どもはできるだけ次長というような
ものはやめたい。併しそのやめること
によつて国民の利害に大きな影響を持
つものであるとすれば、これはその立
場から、存置すべきものは是非存置し
なければならない、こういうふうに思
うのであります。そこで仕事の質が変
り、而も国民の利害を代弁する、代表
する立場になつて参りますと、事涉外
関係であればあるだけに、一層従来必
要としておつた従来の次長制度も、説
明を承りますと、涉外関係において
必要があつたよう述べられておるの
であります、今後は今申上げたよう
な観点からすれば、一層次長の制度は
必要でなければならぬのではないか
と思うのであります。勿論厅の次長の
場合もそうですが、私は特に序
の次長よりも、労働関係のように一番
シリアルな問題が起りやすいこの部面
において次長というものが必要である
と思うのであります。従来は、主として
雇用主の立場に
達廳がお抱えになつて雇用主の立場に
なる、そして駐留軍が使用主の立場
になる。こういうように使用主と雇用
主、そして又雇用される労働者、更に

その数においては従来と変化がないと
いうことになれば、一層この問題は從
来に比較してその重要度が軽減され
ます。事業の内容を伺つておりますと、
正にその通りだと思うのであります。
では、これもかねて申上げたように、
私どもはできるだけ次長というような
ものはやめたい。併しそのやめること
によつて国民の利害に大きな影響を持
つものであるとすれば、これはその立
場から、存置すべきものは是非存置し
なければならない、こういうふうに思
うのであります。そこで仕事の質が変
り、而も国民の利害を代弁する、代表
する立場になつて参りますと、事涉外
関係であればあるだけに、一層従来必
要としておつた従来の次長制度も、説
明を承りますと、涉外関係において
必要があつたよう述べられておるの
であります、今後は今申上げたよう
な観点からすれば、一層次長の制度は
必要でなければならぬのではないか
と思うのであります。勿論厅の次長の
場合もそうですが、私は特に序
の次長よりも、労働関係のように一番
シリアルな問題が起りやすいこの部面
において次長というものが必要である
と思うのであります。従来は、主として
雇用主の立場に
達廳がお抱えになつて雇用主の立場に
なる、そして駐留軍が使用主の立場
になる。こういうように使用主と雇用
主、そして又雇用される労働者、更に

その数においては従来と変化がないと
いうことになれば、一層この問題は從
来に比較してその重要度が軽減され
ます。事業の内容を伺つておりますと、
正にその通りだと思うのであります。
では、これもかねて申上げたように、
私どもはできるだけ次長というような
ものはやめたい。併しそのやめること
によつて国民の利害に大きな影響を持
つものであるとすれば、これはその立
場から、存置すべきものは是非存置し
なければならない、こういうふうに思
うのであります。そこで仕事の質が変
り、而も国民の利害を代弁する、代表
する立場になつて参りますと、事涉外
関係であればあるだけに、一層従来必
要としておつた従来の次長制度も、説
明を承りますと、涉外関係において
必要があつたよう述べられておるの
であります、今後は今申上げたよう
な観点からすれば、一層次長の制度は
必要でなければならぬのではないか
と思うのであります。勿論厅の次長の
場合もそうですが、私は特に序
の次長よりも、労働関係のように一番
シリアルな問題が起りやすいこの部面
において次長というものが必要である
と思うのであります。従来は、主として
雇用主の立場に
達廳がお抱えになつて雇用主の立場に
なる、そして駐留軍が使用主の立場
になる。こういうように使用主と雇用
主、そして又雇用される労働者、更に

御了承願いたいと思います。
○楠見義男君 これ以上は議論になり
ますからやめます。

○三好始君 先般の委員会で野田長官
が、直接調達方式についての見解が述べ
られましたことを御説明申上げる
回これを整理しよう、こういうことに
一括の危惧なきを得ないのであります。
が、この点についてもう一度重ねて甚
だ恐縮でありますけれども、それでや
つて行けるのかどうか、率直にお答え
を頂きたいと思うのであります。
○政府委員(根道廣吉君) 只今のお尋
ねに対しましては、大体先の委員会に
おきました、次長というものはあるに
越したことはないというような御返事
を申上げたのであります。勿論ない
と、只今のところでは仕事の上で相当
時間がかかるだけ次長というような
立場から、存置すべきものは是非存置し
なければならぬ、こういうふうに思
うのであります。そこで仕事の質が変
り、而も国民の利害を代弁する、代表
する立場になつて参りますと、事涉外
関係であればあるだけに、一層従来必
要としておつた従来の次長制度も、説
明を承りますと、涉外関係において
必要があつたよう述べられておるの
であります、今後は今申上げたよう
な観点からすれば、一層次長の制度は
必要でなければならぬのではないか
と思うのであります。勿論厅の次長の
場合もそうですが、私は特に序
の次長よりも、労働関係のように一番
シリアルな問題が起りやすいこの部面
において次長というものが必要である
と思うのであります。従来は、主として
雇用主の立場に
達廳がお抱えになつて雇用主の立場に
なる、そして駐留軍が使用主の立場
になる。こういうように使用主と雇用
主、そして又雇用される労働者、更に

その数においては従来と変化がないと
いうことになれば、一層この問題は從
来に比較してその重要度が軽減され
ます。事業の内容を伺つておりますと、
正にその通りだと思うのであります。
では、これもかねて申上げたように、
私どもはできるだけ次長というような
ものはやめたい。併しそのやめること
によつて国民の利害に大きな影響を持
つものであるとすれば、これはその立
場から、存置すべきものは是非存置し
なければならない、こういうふうに思
うのであります。そこで仕事の質が変
り、而も国民の利害を代弁する、代表
する立場になつて参りますと、事涉外
関係であればあるだけに、一層従来必
要としておつた従来の次長制度も、説
明を承りますと、涉外関係において
必要があつたよう述べられておるの
であります、今後は今申上げたよう
な観点からすれば、一層次長の制度は
必要でなければならぬのではないか
と思うのであります。勿論厅の次長の
場合もそうですが、私は特に序
の次長よりも、労働関係のように一番
シリアルな問題が起りやすいこの部面
において次長というものが必要である
と思うのであります。従来は、主として
雇用主の立場に
達廳がお抱えになつて雇用主の立場に
なる、そして駐留軍が使用主の立場
になる。こういうように使用主と雇用
主、そして又雇用される労働者、更に

にならんようでありますから、調達廳
の長官の御見解をちよつと承わつてお
きたいのであります。

○政府委員(根道廣吉君) 野田大臣の
御見解を頂く時間がなかつたので、
この際野田長官から直接に承わり

ものが現われるものではありません。今のところまだ予想に過ぎません。暫らくここでの推移を見守りまして、起りまする問題をされば事前に、或いは止むを得ざればその後において、これが是正を図りたいと考えております。なお野田大臣より、独立意識に燃えて直接調達といふようなお話をあつたといたしますが、私記憶いたしておられますところでは、日本、いやしくも一国の機関が相手の國の購買を助けるために自分の國の役人を使つてまでやるのはどうかと思うようの意見の一部にあつたことを承知しております。恐らくそういふことに関して論ぜられましたるところを、野田大臣が「言われたのじやないかと思いまするが、この点私としてよくわかりかねますので、お許しを願いたいと思います。

○上條愛一君　調達厅においては、五千百七十三人のうち、三千百八十二人になつて、約二千人の人員が整理せらるべきであります。この人員整理をせられる人々に対しましては、どのようになに善処せられる御方針でありますか、一遍承わっておきたいと思います。

○政府委員(根道廣吉君)　只今、今国会に提案されております他の省庁関係のほうに、新たに増員される面もあるかと考えております。その方面に対しまして、できるだけ最大限度の収容を願います。又諸官庁のほうにおきまして、自然減をする人員に対しましては、それを新たに雇用することをせず、調達庁は勿論であります。こういう調達庁のようなどころで起りまするところの失職者に対し、これを優先的に採用するという工夫を講ずるといふことをお願いしておるわけであります

して、勿論今回の出血は調達厅において一番多いのです。私といたしましては、是非調達厅のほうを優先的に、そういうところに採用するということをお願いいたしているわけであります。又すでに政府部内において、これを十分了承されていることと思つております。併しながら何分にも二千に近いものであります、そう早急にうまく片附くとは参りません、それでいろいろ心痛いたしております。又そういうことに關しまして、各方面の御助力を得ななければなりません。御援助、御鞭撻も頂かなければならんのであります。この辺よろしく今後とも御援助を賜わりたい、こういうふうにお願い申しておきます。

○政府委員(辻村義知君) 約二千名整理いたしましたものを今後どう捌いて行くかという問題でございますが、只今長官から申上げましたように、できるだけ他の官庁で増員になる方面、又今後次員が生じたようなところに優先的に採用願いたいと考えまして、その趣旨で闇議了解等もお願いいたしておる次第でござりますが、なお的確にどこでどれだけ採用願うかということにつきましては、はつきりした見通しは残念ながらございません次第であります。併しながら今回の定員法が成立いたしました時に、一番多く増員になりますのは建設省或いは警察予備隊等で

ござりますので、主としてその方面に採用方をお願いいたしておる次第であります。我々の希望的観測から申しますと、六、七百名はそのほうにお願いいたしたいものだというふうに、或いは場合によつたらお願ひできるのじやないかというふうに考えておるのでございますが、只今のところ見通しとしては、大体その程度でござります。

問題を御考慮願うことをお願い申上げておきます。

○成瀬幡治君 上條委員の質問に関連するわけですが、まあ整理された人が、あなたがおつしやるのは大体建設省というふうにちよつと聞いたのですが、この前の大臣の意向では、建設省乃至予備隊の受入れとして、大体八百名くらい予定されておるというふうに承わつております。今五、六百名というようなことを承るわけですが、その際に建設省に私は定員があると思う、予備隊にも定員があると思う、そういうふうすると、その受け入れたたちはどういう形で受け入れられて行くのですか。

○政府委員(辻村義知君) 増員になる向きではそれ／＼級別の定員がございまして、又職種により、技術者或いは事務系統の関係もありますので、それらの事情を勘案いたしまして、整理いたします者の中格者ができるだけその方面にそれ／＼の定員に合わせて採用して頂けるようにいたしたい、このようになります。

○成瀬幡治君 私は片一方にやはり定員法による定員で縛られておる、欠員がない限りにおいては入れない、と思う、定員法の修正がない限りにおいては、受け入れると、こうおつしやつておるのでけれども、できない相談じやないか、若しそういうことになると、片一方ではどういう形になるのか、そこがどうも私たちは了解できないから、そこをお尋ねするわけです。

○政府委員(辻村義知君) 只今国会において御審議を願つておると考えますが、定員法が若し改正案が成立いたしました暁には、相当の増員が期待されますので、そうした条件付きの実はお

話しを申上げたのでありますて、そうした増員が不可能になります場合は、おのずから事情が異なつて参りますので、そういう場合には我々の調達厅の整理だけが、この定員関係として成立いたします。調達厅法案の審議はこの程度にとどめておきまして、保安庁法案及び海上公安局法案を議題にいたそうと思いますが、御意議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 諸君にお諮りいたします。調達厅法案の審議はこの程度にとどめておきまして、保安庁法案及び海上公安局法案を議題にいたそうと思いますが、御意議ありませんか。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。きょうに決します。

○委員長(河井彌八君) この両案を議題といたします。吉田総理大臣が御出席になりました。つきましては、通告順に従いまして御発言を願いたいと存じます。波多野君。

○波多野鼎君 吉田総理に、先ず今度の行政機構の改革案につきまして、政府がどのような方針でこの改革を進めて行くかという点についての御説明を願いたいと思います。と申しますのは、我々が新聞紙上で拝見いたしておりますと、この一月からたび／＼行政機構の改革についての案なるものが発表され、発表されたたびごとに變つて参りました。この新聞発表されたものが事実であるかどうかは知りませんけれども、そういうふうに最初からの方針がだん／＼變つて来て、最後に国会に提出されまし機構改正案というものは非常に微温的なと申しますが、極く僅かな名稱の改正こととなるような案

になつて參つております。そこで當初吉田総理がどういう方針でこの行政改革をやるうとお考えになつておつたか、又現在お考えになつておるかといふことを一つ承わつて置きたいと思うのであります。

○國務大臣(吉田茂君)　お答えをいたします。行政機構改革案について多少考えが或いは進歩したと言いますか、退歩したと言うか、變つたことはあるだらうと思います。併し歸するところは行政の簡素化、従つて行政の能率を上げるということ、更に得べくんばは員を減らして、そうして財政の余裕を図るというこの趣意で計画いたしましたがどうであったかは、私は今のところはつきり覚えておりませんが、多少の変化か進歩か退歩があつただらうと思ひますが、方針は決して進つておらないつもりであります。

られないような、そういう妙な役人がたくさんでてきて来るというようなことで、行政の簡素化と言われる趣旨にはどうも合わんよう思います。どうも合うんやうに思ひますか」という点が簡素化になつてゐるかといふことを一つお伺いしたいのであります。

○國務大臣(吉田茂君) 御意見による
と、このたびの改正案はむしろ複雑化
したんで、簡素化にならないんじやな
いかといふ御質問であります。政府
としてはそつは考へないのであります
す。従来例えは委員会等についても頗
分たくさんあり、その委員が或いは閣
僚と同じくらいの俸給をとるとか、或
いは又、これはアメリカの制度によつた
ことであつましようが、いろいろな委
員会ができる。アメリカのごときは大
きな国でありますからして、委員会も
或いは国情に適しておるかも知れませ
んが、日本の場合においては余り多く
の委員会があるので、それが單に行政
の、何と申しますか、監督とかといふ
ようなものではなくて、むしろ行政に
入り込んで、而も余り経験のない人た
ちが委員になつて行政を複雑化してお
る点もあると思ひます。そこで行政何
とか委員会といふものは成るべく少く
する。得べくんば全廢もしたいと考
えて見たのであります。これも民主化
の線に副わんといふような反対論もあ
る。それでは或るものは残すことにつ
るが、併しながら全く行政的性質を
帶びたものは成るべく減らして行きた
い。政府として、私としては相當に簡
素化されたつもりであります。若し複
雑化したところがありましたならば十
分御検討願いたいと思います。

副わんとも私は思つておりますので、
今日下検討中でありますと、行政委員会の問題につきまして、一つ総理の今お言葉の中にありましたように、日本に限らず、どこの国でも官僚機構といふものが非常に強大な権力を持つて来るということによつて国民が迷惑をうむるという場合が非常に多いのです。
又特に近代国家になりますと、国家の仕事がだん／＼殖えて来て専門的な知識を要するということから、この官吏組織といふものはだん／＼大きくなつたのが、これは自然の勢いなんであります。それにも、そういう官僚機構が大きな権力の主体として人民に臨むというようなことは民主主義の考え方からいつてよろしくない、好ましくないといふので、そういう厖大なる國家機関の一部を幾らか官僚機構から独立させた一種の行政委員会といふようなものでカバーして行く、そうしていわゆる官僚独善の弊に陥らないようくして行くというのがどこの国でも最近行われている傾向だらうと思います。
そこで総理がまあでき得べくんば行政委員会みたいなものは全部やめてしまおうとお考えになつたのは少し行き過ぎであつて、多少修正されて若干のものは残そうという原案になりましたけれども、なお私は官僚の権力、集結体としての官僚の組織の強化というものが人民に与える圧力、これが大きくなり過ぎることをエッサクする意味において、もう少し政府のほうではお考え願いたいものだと思いますが、重ねて総理の行政委員会に関するお考えをお伺いして置きたいと思ひます。

春期、秋期に二回も三回もいたさなことを施すということは当然なことであると思います。若し今後ますと本格的自然埃も溜り塵も溜る。時々清潔法を施すといふことは、自然なことであるべきだと思います。さて、この問題は、どうか知りませんが、時にいたして行政改革はいたして完全なものにいたしたいと考えております。

○波多野鼎君 しょつちゅう機構をじられますと役人のほうが腰が落着かないで、その仕事に対する熱心さを生むというかどうか知りませんが、時にいたしてやるのなら徹底的なことをやつて、暫く大掃除をしないでいいような大掃除をやるということのはうがいいじやないかという意見も委員会を通じてたびたび述べられております。そういう点も御注意のために申上げておきますが、もう一つ最後に、時間がありませんから、お聞きしておきたいのは、今一度の行政機構の改革の中心になるのは、治安関係の制度を確立するためである。これに関連してほかの各省、各庁の改革をやることにあるのじやないかと思われるのですが、吉田總理保安庁並びに公安審査局等を新設する、これに連携してほかの各省、各庁の改革をやることにあるのじやないかと思われるのですが、吉田總理公安審査局その他治安関係の官庁を新設するにあるのだという私の見方があつてお伺いしたいのは、眼目は保安庁、改政機構改革を企てたわけではなくて、改政の一方として保安庁を必要に応じておもいます。

○國務大臣(吉田茂君) 眼目は必ずしも保安庁のみにあるわけではなくて、改正各機構がことごとく眼目なのであります。更に保安庁を設けるために行なわればならんと同じように、時がたてば自然埃も溜り塵も溜る。時々清潔法を施すといふことは、自然なことであるべきだと思います。若し今後ますと本格的自然埃も溜り塵も溜る。時々清潔法を施すといふことは、自然なことであるべきだと思います。さて、この問題は、どうか知りませんが、時にいたして行政改革はいたして完全なものにいたしたいと考えております。

じて新設するといつもありであります。

○波多野鼎君 提案されました改革案に關する法律案は三十一ござります。各法律案とも非常に廣大なものであります。そこで一体政府の、勿論全部通る事を希望すると言われるには違ひないと思ひますが、その辺に多少の輕重があるのじやないかと思ひます。如何でしょ。

○國務大臣(吉田茂君) これは、この点は重點であり、この点はいい加減に出したというような気持は毛頭ないのありますから、ことごとく十分に御審議願いたいと思います。

○波多野鼎君 では私は終ります。

○委員長(河井彌八君) では次の通告者三好君に御発言を求めます。

○三好始君 現在本委員会で審議して

おります。保安庁法案はいろいろな意味で極めて重大な法律案であると思いますので、本日総理が出席せられておりましたので、私は保安庁法案に関する基本的な諸問題に関して直接総理の御見解を承りたいのであります。警察予備隊の性格が憲法第九条第二項の戦力と関連いたしまして今まで相当問題になつたわけであります。国会内部おきましても、又広く国民の間においても、現在十分な了解ができるおとは首相みずからも考へておらないと思うのであります。今回保安庁法案が提出されまして、更に警察予備隊以上に保安隊或いは警備隊の性格が問題になつておるわけであります。國家の自衛隊を担当するこのような重要な機関につ

きましては、十分に国民の納得の下にあります。

○波多野鼎君 提案された改革案を頂ければ幸いだと思つて、いる次第であります。

先ず最初にお伺いしたいのは、保安庁法案提出の理由に関するものであります。その第一点といたしまして、警察予備隊令は朝鮮動乱勃発後の昭和二十五年八月にボツダム政令としてできましたものであります。今回の保安庁法案は、昨年秋サン・フランスで締結されました日米安全保障条約にも示されています。その第一点といたしまして、警

察予備隊令は朝鮮動乱勃発後の昭和二十五年八月にボツダム政令としてできましたものであります。今回の保安庁法案は、昨年秋サン・フランスで締結されました日米安全保障条約にも示されています。その第一点といたしまして、警

察予備隊令は朝鮮動乱勃発後の昭和二十五年八月にボツダム政令としてできましたものであります。今回の保安庁法案は、昨年秋サン・フランスで締結されました日米安全保障条約にも示されています。その第一点といたしまして、警

察予備隊令は朝鮮動乱勃発後の昭和二十五年八月にボツダム政令としてできましたものであります。今回の保安庁法案は、昨年秋サン・フランスで締結されました日米安全保障条約にも示されています。その第一点といたしまして、警

察予備隊令は朝鮮動乱勃発後の昭和二十五年八月にボツダム政令としてできましたものであります。今回の保安庁法案は、昨年秋サン・フランスで締結されました日米安全保障条約にも示されています。その第一点といたしまして、警

察予備隊令は朝鮮動乱勃発後の昭和二十五年八月にボツダム政令としてできましたものであります。今回の保安庁法案は、昨年秋サン・フランスで締結されました日米安全保障条約にも示されています。その第一点といたしまして、警

察予備隊令は朝鮮動乱勃発後の昭和二十五年八月にボツダム政令としてできましたものであります。今回の保安庁法案は、昨年秋サン・フランスで締結されました日米安全保障条約にも示されています。その第一点といたしまして、警

察予備隊令は朝鮮動乱勃発後の昭和二十五年八月にボツダム政令としてできましたものであります。今回の保安庁法案は、昨年秋サン・フランスで締結されました日米安全保障条約にも示されています。その第一点といたしまして、警

今回の保安庁法案は持つて、いる私たちはこういうふうに一応了解いたしておるわけでありますが、それでいいの

でございましょうか。

○國務大臣(吉田茂君) 国の独立を維持することは、或いは治安を維持することは、その国が独立した後における國の責務であります。独立した国家としては治安維持のために相当の施設を持たなければならぬ。漸増といいま

すけれども、これは日米安全保障条約の中、日本が戦力を持たず、又兵備を持たないで、而して外界の事情、危険な事情が生じた場合に、これに対し

ては共同防衛の方策で一国の独立を守り、安全を守るという趣意で安全保障条約がきておるのであります。が、

日本としては、今日そういう軍備を持とうとしても力がこれを許さないの

であります。又軍備を、再軍備をいたしましたのであります。が、

日本における治安維持の必要上急設立したのであります。故に二年

の期限で以て創設をいたしましたのであります。が、

は、御承知の通り朝鮮事変勃発と共に

ふうに了解してよろしいかどうか、先ず伺つておきたいのであります。

○國務大臣(吉田茂君) 警察予備隊

は、御承知の通り朝鮮事変勃発と共に

ふうに了解してよろしいかどうか、先

ず伺つておきたいのであります。

○三好始君 只今の点についてもう少

ます。とにかく今日の状態において日本の方としても、經濟力としても、差あります。再軍備といいうものは、甚だ

軽々に論すべきものではないのであります。

○國務大臣(吉田茂君) これは将来の経済力、治安を保つだけの設備をすると

いうために過日予算において十二万の要員だけ、人員は集めようといふことにいたしたのであります。将来に對

してどうするか。これは将来の日本の経済力の増加にもよりましよし、又海外の事情、内外の事情に即応してこれ

に対して適当な処置をする。若し十一万を減らすことができるならば漸減もいたしたいと思ふのであります。漸減

というゆえんは、アメリカ側としては

どうと思つても力がこれを許さないの

であります。又軍備を、再軍備をいたしましたのであります。が、

日本においては、このたびの何とい

うのではないので、独立と共に日本

は、敗戦に導いた責任はひとり軍部に負わしめて、そして軍部なるものがすべての責任を背負い、又この敗戦にすべきことがたくさんある。例えは從

来は、敗戦に導いた責任はひとり軍部に負わしめて、そして軍部なるものがすべての責任を背負い、又この敗戦に

至つたことは全く軍部の責任であるが

か、或いは家族の扶助料もつてしまふと家地方警察及び自治体警察の警察力を補うため警察予備隊を設けるということを明記いたしております。更に第三条では、警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限らるべきものである、

ところが精神が入らないということもあります。再軍備といいうものは、甚だ

ありまして、いわゆる警察予備隊の警

察性が明らかにされております。ところが今回の保安庁法案では保安隊、警

備隊の警対性を積極的には何ら規定しておらないであります。それだけで

はなくして、非常に注目すべき規定がたくさん見受けられます。一つ二つを

例として申しますといふと、法律案にありますという、いわゆるシヴィリ

アン・コントロールの原則を確立しようとせられておる規定があります。こ

れを一例から申しますといふと、保安

隊、警備隊の実態がシヴィリアン・コン

トロールを必要とするがとき実態になつておるのではなくらうかといふこ

とを想像せしめるものがあるのです。又六十一条には、総理大臣の命令による出動の規定をいたしております。が、アーリカ軍は漸減いたしたい、漸減した場合に國の安全をどうして守るか。その場合には自然日本みずから

が起らぬ限りは、再軍備は持たない、軍

備は持たせないといふような気持で、

この気持が取去られない限りは、日本

が再軍備をいたしたところが、國民は注

意しておると思うのですが、こ

うのであります。

○三好始君 それでは次に移ります

が、警察予備隊令はその第一条に、國

○國務大臣(吉田茂君) 保安隊の性質は今申した通りであります。條文等について詳細な説明は主管大臣からたさせます。

○國務大臣(大橋武夫君) 総理の答弁を補充して申上げます。現行警察予備隊令におきましては、警察の任務に限られたという趣旨が書いてあります。單に抽象的にさような方針を掲げてあるだけございますので、具体的に言えども、如何なる場合に如何なる権限に基づいて行動するかということを一層的確に規定することが適當であると存じまして、今回の法案においては、さ

るに抽象的な規定の代りに、第四章におきまして、行動及び権限に関して極めて具体的な規定を設けた次第でございまして、この点は、従来の趣旨を一層明確ならしめるためにかような立法が適切であると、こう考えたからでございましょう。

○三好始君 只今の大橋國務大臣の御説明は、先般承わつた通りでありますけれども、これは當時も私申上げたかと思ひますが、六十一条以下に具体的に規定した規定の内容は、非常事態のように、非常に解釈の彈力性があるわけでありまして、保安隊、警備隊は警察でないといふ説明もできれば、又は関係はないであります。政府はそう思つて説明せられておる所存であります。そういう説明をしようと思ひます。とにかく彈力性のある規定になつておる。これは先般参考人として意見を述べました京都大学の大石教授が指摘しておりましたように、客観的には性格の相違がはつきり出ておると

いうことが、恐らく法に通じておるも

の常識ではないかと思うのであります。そこで本日は総理に対する質疑が中心でありますので、後ほど大橋國務大臣なり木村法務總裁に細かに抽象的にさような方針を掲げてあるだけござります。私たちが客観的に理解し得るところでは、単純に日本の国内治安維持のための警察力の補充に亘るのだと、こういふ警察予備隊の存在であつては、アメリカのヴァンデンバーグ決議の精神から申しまして、武器貸与を正式に受けることがで

きません。そこで政府といたしては、憲法に抵触しないよう配慮をしておきながら、而もアメリカからは武器の貸与その他の援助を受けられるようにすることによって、只今申したような事情に応ずるようにしたい、こういうところに本來の意図があるのではなかろうか。一応これは客観的に理解し得る考え方だと思ひますが、これに

ついて総理はイエスかノーかお答え頂

くと、アメリカはその軍隊を他国に輸送するため貨物を運んでおる。そこで武器が貸出せられておるというよ

うな変則的な行き方をとらざるを得ない。それはやはりヴァンデンバーグ決議の精神がアメリカにおいて行われておる

からなのであります。そこで、この点については、恐らくよく御存じでないかと思ひます。問題は、そうして次に移ります。私たちが客観的に理解し得るところでは、単純に日本の国内治安維持のための警察力の補充に亘るのだと、こういふ警察予備隊の存在であつては、アメリカの武器貸与なり

の意図があつたと認められるのであります。そこで、その点についてのお答えを頂きたいと思うのです。

○國務大臣(大橋武夫君) この警察予備隊に対する援助を円滑に実現することができる、こういうところに意図があつたと認められるのであります。問題は、その点についての

頂きたいと思うのです。

○國務大臣(大橋武夫君) この警察予

備隊の必要といたしまする装備につきまして、現在駐留軍から借り受けお

ります。これがいわゆるアメリカの武器貸与法による貸与でもなければ

ば、又先ほど総理から申上げました

ごとく、ヴァンデンバーグの決議等と

あります。が、これにはいわゆるアメ

リカの駐留軍の好意により

まして、その保管している武器を保安

隊のために借りておる、そうしたこと

でございまして、いわゆる武器貸与法

とは関係ないと了解をいたしております。

○國務大臣(吉田茂君) 保安隊の機構

とは何らの関係がございません。日本

の事情で必要に応じて立案いたしました

のであつて、ヴァンデンバーグの法律

は関係はないであります。

○國務大臣(吉田茂君) 保安隊の機構

は、ヴァンデンバーグの法律ですか、

とは何らの関係がございません。

○三好始君 記事では承知をいたしております

法律案が下院に出たことは、新聞

にありまする船舶の貸与についての法

ンバーの決議にも、武器貸与法とも

無関係だというような御説明であります

したが、これは事実は恐らく逆でない

かと思うのであります。恐らく大橋

國務大臣もその間の事情は御存じでな

いかと思うのであります。即ち現在予

備隊の顧問将校の個人的な責任において

進行しておるかということについての

ことは全然考えておらないのみな

りません。

○三好始君 私はこの問題についての

細かい手続の問題をお尋ねしようとしているのではないであります。併

しこれは具体的な問題として後ほど更

にお尋ねすることにして、今度は直接

総理からお答え頂きたい問題がありま

す。それは平和条約、安全保障条約及

び行政協定によつて日本が負つておる

ところの責任を果すために、将来保安

隊、警備隊に対する援助を円滑に

あります。が、重ねてそういう趣旨の

精神を含んでおるようあります。そ

ういう決議を今申したのであります。が、

この点多少私のお尋ねした点とお答え

との間に食い違つてあるよう思ひます

であります。が、重ねてそういう趣旨の

精神を含んでおるようあります。そ

ういう決議を今申したのであります。が、

</div

らず、政策としても、或いは又希望といたしても政府の意思としては全然ないであります。

○三好始君 私は保安庁法案の客観的な解釈からは、それが明確には出ておらないと思つてお尋ねいたしたわけであります。更にこれは具体的には大橋国務大臣と後ほど質疑応答を交なければいけないかと思ひますが、残つておる問題がまだ相当ありますから次に移ります。

予算委員会でしばく憲法第九条に関連して、予備隊が戦力なりや否やと

いうことが問題になりました。これも今回の保安庁法では、新たな段階として考へてみなければいけない性質のものであると同時に、予算委員会で審議せられた際には十分に明らかにされておらない問題がありますので、これを総理から承わりたいのです。憲法第九条によれば、日本が陸軍だけ、或いは陸海軍だけ設けても、それは第九条で、保持しないと規定している戦力として憲法上許されない、こういうふうに私は了解しているのであります。先ず承わつておきたいのであります。

○國務大臣(吉田茂君) これは予算委員会においてもしばく申上げました

が、政府としては再軍備はいたさないでありますから、従つて戦力は持たないはずであります。私は保安隊の持つ力は戦力と解しません。

○三好始君 只今の私の質問の趣旨を或いは誤解されたのではないかと思うのであります。私は保安隊の持つ力は戦力に対し得る編成、装備を持つ実力部隊が戦力なんである、こうい

う定義を下しておられるのであります。ところが陸軍だけを持つ、或いは

陸海軍だけを持つということは、今日の進歩した近代戦の前提の上に立ちます」というと、近代戦遂行能力ということが考えられないわけであります。そ

う近代戦遂行能力でないけれども、陸軍を持つということは、やはり憲法では許されておらないのだというふうに私了解をするのが、それが果しておるところを聞きたいとしているわけであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 代つてお答え申上げます。御質問の通り陸軍だけ、或いは海軍だけこしらえまして、これは軍であります限り戦力であ

るというのが政府の解釈でございま

す。

○三好始君 只今の御答弁だと了解いたしました。この点をちよつとお

が政府の考え方であります。

○國務大臣(大橋武夫君) 近代戦を遂行するべき手段である、こういう点に

おいてこれはいけない、こう考へるの

が政府の考え方であります。

○國務大臣(大橋武夫君) 陸軍と名前がついているけれども、その実体は客観的に非常に

微弱な編成、装備しか備えておらぬ

い、こういう場合には近代戦に達しないものとして憲法に許されることですか。

○三好始君 陸軍だけを近代戦遂行能力といふことは恐らく誰

が、陸軍だけを持つともいけないと、

うのが政府の解釈である。ところが陸

軍だけといふ場合には、近代戦遂行能

力といふふうに考へることは恐らく誰

が、陸軍だけを持つともいけないと、

うのが政府の解釈である。ところが陸

軍だけといふ場合には、近代戦遂行能

と思うのです。併しこの点について、総理は十分に国会でも検討頂きたい、というお話をありまするし、私どもも十分に検討したいと思つておりますが、その機構改革の中でも特に、よしとあつて思つております。ところがその重要視会制度の問題、それから保安庁の問題、題、それから電信電話公社の問題、これは私は批判は別にして機構改革だと、は別にして、重要なことは、委員会制度の問題、それから保安庁の問題については、只今三好委員から御質問があつた通りであります。私は時間がありませんから極く簡単に申しますが、従来の警察予備隊、或いは海上保安庁の問題は、それへ、担当大臣も従来とその性格、任務においては殆んど変りないと、ということを言つておられました。然らば変りのないものを、而もその任務及び性格において海と陸で、一方は警察予備隊の、國家警察或いは地方警察の補助部隊である、一方は海難救助を中心とする目的としているものである。こうしたことになつて参りますと、何もこの保安庁といふものにまとめて、而も旧陸海軍省のように第一幕僚監部、第二幕僚監部、その幕僚監部を通じなければ仕事ができないような、旧陸海軍時代に戻るようないかめしい組織編成にして、そして先ほども総理がお述べになつたように、国民が疑惑を抱いておれば国民が悪いとおつしやるけれども、そういう疑惑を抱かせるようなものに持つて行く、この必要はないのぢやないか、こういうことを思うのでありますが、時間がありませんから、この点だけについて端的にお伺いしたい。

題について、いろいろな観点から御覽になつて、いろいろな欠点があるとか或いは不足があるとお考へになることがあるありますようが、併し政府としては、一応保安庁というものでまとめて行つて、そうして統制というのもおかしな話あります。首尾一貫しては、主管大臣から私の申した趣意を敷衍してすでに説明があつたろうと思ひますが、政府の考えるところは、それ以外に何もないであります。

○松原一彦君 首相の時間はもうございませんか。

○委員長(河井彌八君) 外国人との約束がおありになるのでもう退出されます。

委員諸君に申上げますが、なお引続いて両案の内容について御質疑を願います。

○松原一彦君 先般御要求申して置きましたが、第十六条第六項の衆議院修正に関するその趣旨について、衆議院側から来て頂くということでありますたが、この手続は如何なつてしましましたか。

○委員長(河井彌八君) それは向うに言つてありますか……。

○松原一彦君 それは今日に来てもらふと大変都合がいいのですが。

○補見義男君 三好委員から法務総裁の出席を求められてゐるそうでありますから、法務総裁がお見えになるまで私質問をさせて頂きたいと思います。私は前回に引続いて各条についてその内容に関して御説明を煩わしたいと思ひます。前回は第十七条ま

お尋ねいたしましたが、本日は第八条以下についてお伺いたしたいと思います。

最初に第十九条の第四項であります
が、第一幕僚長第二幕僚長は、それぞ
れその所管の保安隊或いは警備隊の隊
務に關し、最高の専門的助言者として
長官を補佐する、こういう項が入つて
おるのであります、この項が設けら
れた理由について御説明を煩わしい
と思うのであります。お伺いしたい趣
旨は、この最高の専門的助言なくして
は保安隊長官はそれ／＼の隊務に際を
容れることができぬ意味であるかどうか
か、こういう趣旨であります。

の行動が制約されることはあり得ないのでございまして、従つて補佐なくして行動する場合は無論あるわけでござります。隊務に関して指揮監督するという場合においても、幕僚長乃至補佐は必要な要件ではございません。○補見議男君 次に、第二十二条についてお伺いしますが、この第一幕僚監部及び第二幕僚監部の間の相互連絡の問題であります。この条が設けられた意味についてお伺いしたいのであります。お伺いする趣旨は、この規定はどういう場合を予想しておのかといふことであります。又本来こういうような必要がある場合には、上級官と由しましようか、この保安庁の長官官房等については明記すべきではないか、こういうふうな疑問がありますので、従つてその意味からお尋ねするわけであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 第二十二条は、法的には必ずしも必要な規定とは考えておりません。たゞ從来この第一、第二の幕僚部の所屬の組織としては、一つは総理府の警察予備隊に属しておるもの、一つは運輸省の海上保安庁に属しておつたという沿革から見てまして、かような規定を設けておくことが実際上連絡をとる上から言つて適切ではないかと考えました。いわゆる訓示的規定に過ぎないわけでござります。

○楠見義男君 次に、第二十五条についてお伺いしますが、訓練施設その他の所要機関であります。このうものは、第一幕僚長或いは第二幕僚長の監督を受ける機関とせずして、直接保安庁の附屬機関となぜしないの

が、この点についてお伺いしたいと申
います。

○國務大臣(大橋武夫君) 保安庁の附
屬機関のうちには二通りに分けてござ
いまして、保安隊、警備隊双方に共通
の事項を処理いたしまする附屬機関
は、これは保安庁の長官の直接の監督
を受けるものといたしまして、保安
隊、警備隊のおののこについての事務
を処理するものにつきましては、それ
ぞれ第一幕僚長又は第二幕僚長の監督
を受ける訓練施設、こういうことにいた
したのでございまして、もとより保
安庁の附屬機関である点においては双
方とも変りないのでございまして、こ
れは保安庁長官の指揮監督を排除する
という意味ではございませんので、直
接に第一幕僚長、又は第二の幕僚長の
監督下に立つということだけを明らか
にいたしたわけでございます。

○補見義男君 次は第三十条の二項及
び三項であります、これは、恐らく
この階級は従来の階級制度をそのまま
踏襲されておるかとも思うのであります
が、従つてこの点について今更御質
問するのも如何かと思ひますけれど
も、私どもはなぜこういうふうに多く
の階級を設けなければならないのか。
特に一般官庁では、例えは昔の勤任官
から委任官、判任官、雇員に至るま
で、事務官という、或いは技官という
制度で補職制度で行われておるのであ
りますが、従つてこういうものについ
てもこういうようなことじやなしに、
例えば隊組織で、小隊長、中隊長、大隊
長、連隊長というような補職制度だけ
でもいいのじやないかといふようなこ
と、或いは又一方陸では……陸と海で
違つて、一方は保管については二階

級、警査については三階級、どうしてこういうふうな差別をしなければならないのか。この点先ほど申上げたように、今更質問するのもどうかと思いますけれども、お伺いしておきたいと思ひます。

たします。階級がこういうふうに分れておりますのは、保安隊にしましても警備隊にしましても、特殊の部隊組織を持つておるのでありまして、只今申しましたように、大隊長、中隊長、小隊長、連隊長いろいろな組織を持つております関係上、この隊組織と階級との睨み合せなどを考え併せておられますから小隊長、中隊長、大隊長など補職でいいのではないかという御意見であります。或る部隊についてではようございますけれども、補給廠とか、病院とか、そういうところでは必ずしも補職では、一本では当らない場合が数限りなくあるわけであります。海につきましては一階級多いと申しますのは、船に乗り込みまする関係上、陸のほうよりは比較的年の若い階級を置くに相当するだけの年若い年少な者を入れて補なつて行くということが必要なわけでありますので、その階級の分だけは一つ植えておるわけでございます。

ますか、こうしたことだらうと思ふの
であります。従つてそれを一方的に延
長する場合に、先般も江口次長であり
ましたか、或いは大橋大臣からであ
りましたが、本条設置の理由については
御説明になり、大体了承いたしのので
あります。ですが、例えば、その際にも述べ
べになつたように、非常事態出動中
における場合、或いは待機命令が発せられ
た場合、こういう場合はその理由が
あると思うのであります。ここに書
いてあるのは、前段のその非常事態の
場合だけに限るのか、或いはそれ以外の
か、「その他」以降になりますと、その
点が例えば待機命令が発せられておる
場合に限るのか、非常に不明確な
であります。が、この点についてもう少し
し御説明を敷衍して頂きたいと思いま
す。

理由でそういうふうになつて、いるのでありますか、この点はどういたします。競争試験のはうが二次的は現われているのではないか、という御質問のようであります。確かにそういふ点はございますが、先ほども御指摘のように階級が多いためございまして、その階級を一段上げることに競争試験を実施して行くことになります。これは非常に繁雑でございます。従いまして勤務実績のほうに重点を置きまして、例えば保查級から士補級に上るような場合、或いは士補級から上る以上的幹部に上るような場合、それをございまして、例えは保查級から士補級に上る場合には競争試験をいたしますが、それ以外は大体勤務実績に根拠おいて昇任させて行くほうが便宜である、かように考へた次第でござります。

に、日本共産党を含むのか含まないのか、該当するのか該当しないのか、こういうことをお尋ねしましたところ、正の際にあつたのであります。そのうえは、現在もさうであるかどうか、これを伺いたいのです。

○國務大臣(大橋武夫君) かような条文はひとり海上保安庁法ばかりではなく、公務員法等にもあるのであります。が、政府といたましても、これらの方令全般を通じまして、法律条項の解釈といたましても、共産党は現在の段階においては該当しない。こういう取扱方式をいたしております。

○楠見義男君 次は第四十一条でありますが、或いは御配付を頂いた書類の中にあるかもわかりませんが、ちよつと見当りませんのでお伺いいたしますが、停年はどういうふうにお考えになつてゐるのか。若し書類を頂いておれば、おつしやつて頂ければ、後で探ししますから……。

○政府委員(江口見登智君) これは各階級ごとに停年を設けて行きたくと存じておりますが、いろいろ目下研究中でございますけれども、最高級の幹部のほうにつきましては、昔の陸海軍などと違いまして、多少年齢を若くして行つてはどうかと考えております。只今事務的の案として持つておりますものは、保安監¹あるいは警備監につきましては六十歳くらい、それから保安監補、警備監補等につきましては五十歳、或いは一等保安正、一等警備正などにつきましては五十歳といふう

に、大体五年程度の差をつけて参りましては三十五年くらいを停年といふことに考えて行つてはどうかと、目下數など年齢の数を確定いたしたいと思つて研究中でござります。

○楠見義男君 それから次は第四十条関係で、これは細かいことでありますから次長からお答え頂きたいであります。四十四条の三項で「学生前二項の規定により退校された場合は、当然退職するものとする。私はこの規定からして、保安大学の学生とうのは、例え保監、或いは警備監いう一つの官名を持つておつて、そ官名を持つておる人が、職名を持つておる人が、学生になつておる。従つ学生が退校になつた場合には、そどう心得な人間でありますから、当保安監なら保監、或いは警備監も、就職する、こういうような理解を条文ら説んでしておつたのであります。先般の委員会における説明では、学とそれから保安監、警備監といふよなものは全然別個のもののような説明がありましたから、その御説明によつて多少疑問を生じて参つたのであります。が、この辺はどうなんでしょうか。

○竹下謙次君 取引の問題等につきましても、やはり自由にできるわけありますか。

こちらに来る人の関係については先ほど申上げましたように自由に入れるようになります。こちらから向うに参りますのはまだしか全然自由にはなつておらないと思いますが、取引関係は先ほども申しましたように向うがドル化になりますが、まだしか全然自由にはなつておらないと思ひます。

○松原一彦君 石原次官にお聞きたいのですが、今残つておるのは白系の原住民だけでまだ一人も復帰しないのじやないかと思うのですが、その状態を一つお話し頂きたいのです。人数、所在、今後の見通し等について承わりたいのです。

○政府委員(石原幹市郎君) 小笠原島民の向うへの復帰につきましては、かれはもう非常な熱烈なる願いでございまして、只今お話をありましたように、一応向うに帰りましたのはたしか百三十五名か何かの欧米系の子孫と申しますが、の人たちであります。併しこれは宗教関係と言いますか、横浜のキリスト教教会あたりを通じて政府の関係でなしに向うに復帰が許されたようであります。その他の島民につきましては、これは今までたび／＼口頭又は文書を以ちまして総司令部時代にも願い出ておつたようでありまするが、どういふわけで帰れないかというようなこと

につきましても何らの説明もなく未だに認められていない。今回アメリカ大使館ができましてマーフィー大使等を通じまして引続きいろいろのお願いをしておるのであります。未だに結論に達しておりません。そ軋から新木大使がアメリカに行かれるにつきましても、これは新木大使の一つのお願いする問題として小笠原島民の復帰ということも掲げておりますが、我々も帰れない理由がよくわからないのでありますけれども、国務省と国防省、いろいろの立場等によりまして未だ完全な解決を見ていないのでないかと思つております。引続き政府といつましても努力をし、今後も続けて行きたいということを申上げておきたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 大体七千名くらいおるようでございまして、東京中心に千葉・神奈川・静岡、こういふ所におるようありますて、全部とは言えませんが、大多数の人が余りいい暮らしをしていないのではないかとか、かように思つています。それで我々をいたしましてもどうして復帰が認められないのか、松原委員も合点が行かないとおつしやいましたが、我々もいたしましてもちよつと合点が行きかねておるのであります。今後とも努力を続けたいと思つております。

○松原一彦君 これはソ連における未帰還者と同じ意味において私は非常に遺憾に堪えないのであります。土地を取上げておつて而もそれに対する補償はしていない。転々として七、八年間というものはさすらいの旅を続けておるといつたような状態で生活の基礎がない、又落着いて内地におろうともしない。やはり故郷忘じがたしで朝に夕に小笠原に帰りたいのであります。この人たちに対しては政府において援助の手でも伸べられておるのであるうか。何かあるでしようか。援助の手でも伸べられておるといつた事実が

○竹下豊次君 今のに関連して何か私政府では言いにくい点があるのでないかと思いますが、都合では連記をとめて祕密話でも承ることができるたらいいかと思いますが、どうでしようか。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめる

○政府委員(石原幹市郎君) 先ほどから申上げましたように、この復帰の認められないのは、もう我々もこういうことをここで言つていいか悪いかわからぬが、合点が行きかねるのありますて、帰化人と言いますか、歐米系の百三十亜名はもうすでに早く帰国を許されておる。その後帰されないと、ということについて、文字通り我々も納得しかねるのでありますて、何らそこに速記をとめて申上げるような何ものもここにはございません。

○竹下賛次君 私日本の政府としては、こういう理由があるから承知してくれ、ということを申出でるはずだと思ふ。それについては向がちよつとそれは困るということを、何らかの理由を挙げてそれを拒絶しておられるのだろうと思うのです。それがちよつと速記があつては工合が悪いというような部面がありはしないかと思いましてので、速記をとめてでも聞かせて頂きたい、こういうことを申しておるのでありますて、ただわからないといふ話がなくてわからないはずないと私は思うのです。何かあるはずだと思ひます

やないかと思うのでありまするが、何にもないのです。だからもう申上げることがないと、誠に残念なことです。
○松原一彦君 それはその石原政務次官にも私一つ詰問したいのだが、鉄のカーテンの向うならば談判もできんということもありますけれども、朝に晩に顔を会わせておられるアメリカ大使館のかたぐれに事を分けてお話しになれば、ソ連の狸穴のようなものではなかろうと思う。何か打てば響くものがありそうな、殊に人道主義を標榜し、日本と行政協定まで結んでおるアメリカが余りに理不尽だと私は不満を持つのです。これは手当も何もせずに七千人以上の人間をさすらわせておる。彼らはもう首がちぎれるほど待ち切つておるので。それをソ連に向つて話をするというはむずかしいけれども、米国大使館に話をするのはそうむずかしいはずはないから、一つ思い切つて強談判でも一つやつて頂いて、理由を明らかにして御報告を頂きたいものだと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) これは小笠原島民のいろ／＼促進連盟と言いますか、団体等もたくさんありますて、それらの民間団体においても直接いろいろ動きをしております。米大使館等にも陳情書を出したりいろ／＼やつておりますが、これは御意見もござりまするので、更に協力と言えれば語弊があるかも知れませんが、熱意を以て一段と米国大使館を通じて折衝するよう努力いたしたいと思います。

○松原一彦君 願います。

政府のほうでは、今聞いておると何手を尽していないというような話ですが、やはり政府のほうでは、こういう人たちに対する援護の手を伸べながら、とにかく日本内地におつたのじや定着できないのだから、早く小笠原に帰してもらいたいというふうに言つて行かないと、非常に進まんのじやない。そういう点はどうなつておるのであらか。ただ放つて置けば内地で生活できるじゃないかと彼らは言うかも知れない。そういう点はどうなつておるのであらか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは一般国民と同じような意味での保護は受けおるのでありますて、まあ生活保護法とかはあるわけありますが、併し誠に気の毒な特殊な事由によつて帰れないのありますから、これは御意見のごとく、やはりこれがいま少しくまだ長びく、前途もわからんということであれば、何らか特別の措置を厚生省あたりと研究いたしまして、講じなければならぬ問題ではないかとも考えております。

○波多野鼎君 そういうことは我々知らずにおつたのですけれども、話を聞いて見ると実にしからんですよ。

○鈴木直人君 私はこの原案に賛成す

るが帰れるかというような気持でおり

ますので、外務省として特別の法律案等を考えて準備したいというような

ことは今のところ何ら考えておりませ

んでした。併しいる御意見であり

厚生省当局と十分打合せをいたしたい

と思います。

○松原一彦君 もう日もありませんけ

れども、若し延会になつてここで一息

つくときが来ましたならば、あれは立

派な組織を持つておりますから、縦代

の二、三人でも呼んで、一つ一席座情

を聞こうじやありませんか。これはも

う長い間苦しみ抜いておるのですか

でも私は聞きたいと思うが、一つ専門

員のほうでもお取計り願いたいので

す。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) もう御質疑は

ありませんか。……それでは質疑は尽

りましたと認めて御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) それでは質疑

は終了したものと認めます。

次に討論に入ります。

○鈴木直人君 私はこの原案に賛成す

るのであります、ただこれは技術的

な問題でありますけれども、修正を

いたしたいと思うのであります。それ

は附則の第三項の定員法の問題でござ

りますが、ここに提案されております

ところの内容は、御承知の通りこの

国会にでも出す氣があるのですか。外

務省のほうで特別の法律案でも出す用

意をしているかどうか、それを聞きた

いのです。

○政府委員(石原幹市郎君) もう帰れ

ますて、新らしく帰るのは二十一人

まで、皆さんの御賛成を得たいと思いま

す。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) なお委員長の

報告は、委員長に御一任願いまして、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○波多野鼎君 ちょっとと政務次官にお

聞きしておきたいのですが、簡単な時

間でいいのですが、事柄は簡単じやな

いと思います。短かい時間でちょっと

要領だけ申上げます。昨日の夕刊を見

まして驚いたのであります、それは

貿易業者の集まりで、マーフィー大使

が演説をされたという記事が出てお

る。その記事の内容として出ておつた

ことについて、驚くと共に多少の疑惑

を持ったのです。それはこういう点な

どありますところの本府の千八

百十二人という数字は現在衆議院にも

なつておりますところの本府の千八

百十二人といいます。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言が

ありますと認めまして、採決をいた

します。只今鈴木君の発議されました

設置法案を含めまして、南方連絡事務局

を賛成いたします。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言が

ありますと認めまして、採決をいた

します。その大使の発言の内容につい

ては、私自身は大した異論はないのであ

りますが、この問題は御承知のように

なつておるのでありますけれども、実

際の現状はどうなつておるかと申します

と、千七百六十九人なのであります

と、それが現在審議中の各省設置法が

通りますというと、この現在提案さ

れてる定員法の千八百十二人といっ

ことになりまして、そうしてそれを基

礎として、二十七人雇えるという数字

に、この南方連絡事務局設置法におけ

る定員がなつております。こういうよ

うな関係から非常に数字的に錯綜いた

しておるのでありますて、この際この

部分を一応除いておきまして、七月一

日から実施されるのでありますから、

この国会中に別の行政機関職員定員法

の一部を改正する法律案のときに、全

部を整理したあとに、そこで修正した

ほうがよからう、こういうふうに考え

まして、この附則の第三項を一応この

際に削除いたしておきたい、こういう

技術的な関係から修正案をここに提案

するのであります。

○鈴木直人君 機構が新らしくできるために、二十七

人で、そういうことについては政府のは

うで、それこそ特別の法律案でも出します

。併しながらそのうちの六名は外務省

からこちらのほうに移すこととなり

いのです。

○政府委員(石原幹市郎君) どうもこ

れは私からお答えするのはちよつとむ

ずかしい問題なのであります、併し

これは只今中共貿易の問題であると

か、ああいうことが非常に日本の業

界、まあ大きく言えば朝鮮を筆へて

いろいろ論議されておりますので、

マーフィー大使はそういう問題を中心

に、自分としての所見を述べられたも

のと思うのでありますて、私は外交の

専門家でございませんので、従来の観

念からそういうものがどう批判されるべきか、ということにつきましては、よ

く存じませんが、只今当面の経済問題

について、一応自分の所信を披露され

たということではないかと思ひます。

○南方連絡事務局設置法案の一部を

次のように修正する。

附則第三項を削り、第四項を第三

項とする。

修正案は

○委員長(河井彌八君) なお委員長の

報告は、委員長に御一任願いまして、

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○波多野鼎君 ちょっとと政務次官にお

聞きしておきたいのですが、簡単な時

間でいいのですが、事柄は簡単じやな

いと思います。短かい時間でちょっと

要領だけ申上げます。昨日の夕刊を見

まして驚いたのであります、それは

貿易業者の集まりで、マーフィー大使

が演説をされたという記事が出てお

る。その記事の内容として出ておつた

ことについて、驚くと共に多少の疑惑

を持ったのです。それはこういう点な

どありますところの本府の千八

百十二人といいます。

○松原一彦君 もう日もありませんけ

れども、若し延会になつてここで一息

つくときが来ましたならば、あれは立

派な組織を持つておりますから、縦代

の二、三人でも呼んで、一つ一席座情

を聞こうじやありませんか。これはも

う長い間苦しみ抜いておるのですか

でも私は聞きたいと思うが、一つ専門

員のほうでもお取計り願いたいので

す。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) 他に御発言が

ありますと認めまして、採決をいた

します。只今鈴木君の発議されました

設置法案を含めまして、全体

を賛成いたしました。

○鈴木直人君 私は聞きたいと思うが、

この問題でありますけれども、修正を

いたしたいと思うのであります。それ

は附則の第三項の定員法の問題でござ

りますが、ここに提案されております

ところの内容は、御承知の通りこの

国会にでも出す氣があるのですか。外

務省のほうで特別の法律案でも出します

。併しながらそのうちの六名は外務省

からこちらのほうに移すこととなり

いのです。

○政府委員(石原幹市郎君) どうもこ

れは私からお答えるのはちよつとむ

ずかしい問題なのであります、併し

これは只今中共貿易の問題であると

か、ああいうことが非常に日本の業

界、まあ大きく言えば朝鮮を筆へて

いろいろ論議されておりますので、

マーフィー大使はそういう問題を中心

に、自分としての所見を述べられたも

のと思うのでありますて、私は外交の

専門家でございませんので、従来の観

念からそういうものがどう批判される

べきか、ということにつきましては、よ

く存じませんが、只今当面の経済問題

について、一応自分の所信を披露され

たということではないかと思ひます。

○波多野鼎君 今政務次官の答弁を聞いて、非常に私は遺憾に思うのです。ああいう新聞記事を見て、何ら不思議な感じを起さなかつたということは、私はおかしいと思うのです。

私が独立国間の外交関係として、これをやつて行つた上において、当り前のことかどうかくらいの疑問は起すべきなのです。いつまでも占領されい

るという自覚を持つておつたのでは駄目なのです。衆議院のほうで腰抜け外交とか何とか言うけれども、私はそんな言葉は使いたくないのだが、もう少し注意してもらいたい。ピントが……

政治的な感覚を働かしてもらいたい。そうでなかつたら日本の外交はよく行きませんですよ。特にあの問題については、国会内でも非常に大きな動きもあり、朝野を挙げて重大な問題となつてゐる。その問題についてですよ、一方の見解を支持し、一方の見解を非難するというような発言が國際慣例上正当なことなのかどうか、ということを私は非常に疑問に思うので、次の機会に外務省の見解を一つ明らかにしたい。そしてどういう態度を外務省においてとるかということについての一つ御弁解を願いたい。

○委員長(河井彌八君) それでは本日はこの程度において散会しようと思ひます、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

では内閣委員会はこれを以て本日は散会いたします。

午後四時四十九分散会

六月十七日本委員会に左の事件を付託された。
一、南方連絡事務局設置法案(予備審査のための付託は六月五日)

昭和二十七年十月三十日印刷

昭和二十七年十月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局